

# 経済産業省企業活動基本調査の民間開放について（案）

平成 20 年 8 月 5 日  
経済産業省調査統計部

## 1. 平成 20 年度の事業の概要

平成 20 年度事業については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 13 年法律第 51 号)に基づく民間競争入札を行い(別紙 1 参照)、以下のとおり事業を実施中。

### (1) 委託業務内容

経済産業省企業活動基本調査における調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務(別紙 2 参照)

### (2) 契約期間

平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 1 年間

### (3) 受託者

株式会社インテージ

## 2. 実施状況の取りまとめの項目

事業の実施状況については、平成 20 年度事業の実施要項に定められた以下の項目に沿って、取りまとめる予定。

### (1) 回収率

### (2) 苦情等照会件数

### (3) 督促・照会件数

### (4) 調査客体への事後調査・対応状況

### (5) 実施経費

## 3. 実施状況の取りまとめのスケジュール

上記 2 の取りまとめのスケジュールは以下のとおり。

- ・平成 21 年度以降の本業務のあり方の検討に資するため、平成 20 年 9 月末時点の回収率、照会件数について取りまとめる予定。
- ・最終的には、受託者の事業報告書(平成 21 年 3 月 31 日までに提出)に基づき、上記 2.(1)~(5)を平成 21 年 6 月までに取りまとめる予定。

#### 4 . 平成 21 年度以降の事業の計画

- ・平成 21 年度以降の事業についても、平成 20 年度の民間競争入札実施の経緯等を踏まえ(別紙 3 参照)引き続き民間競争入札を行う。
- ・来年度以降の事業に係る実施要項の作成にあたっては、平成 20 年度事業の中間取りまとめを踏まえる。
- ・民間事業者の創意工夫をいかし、ノウハウの蓄積による質の維持向上等を実現するために複数年契約(3 年間)とする。

事項名	措置の内容等	担当府省
経済産業省企業活動基本調査	<p>経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)について民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p><b>【業務の概要及び入札の対象範囲】</b> 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務。</p> <p><b>【入札等の実施予定時期】</b> 平成 21 年 1 月までに入札公告し、平成 21 年 4 月から落札者による事業を実施。</p> <p><b>【契約期間】</b> 平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 3 年間。</p>	経済産業省

「公共サービス改革法に基づく経済産業省企業活動基本調査  
の実務業務一式」の落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行った「公共サービス改革法に基づく経済産業省企業活動基本調査の実務業務一式」については、次のとおり落札者を決定しました。

1 落札者の名称： 株式会社インテージ

2 落札金額： 101,850,000円（消費税込み）

3 総合評価点： 195点

4 落札者決定の経緯及び理由

「平成 20 年経済産業省企業活動基本調査における民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（2 者）から提出された企画書について、外部有識者等において審査した結果、いずれも評価基準を満たしていた。

入札価格については、3 月 14 日に開札したところ、上記のものが落札者となった。

5 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

請負業務の実施にあたっては、責任者 1 名、業務担当者 10 名を配置し、「経済産業省企業活動基本調査事務局」を設置する。

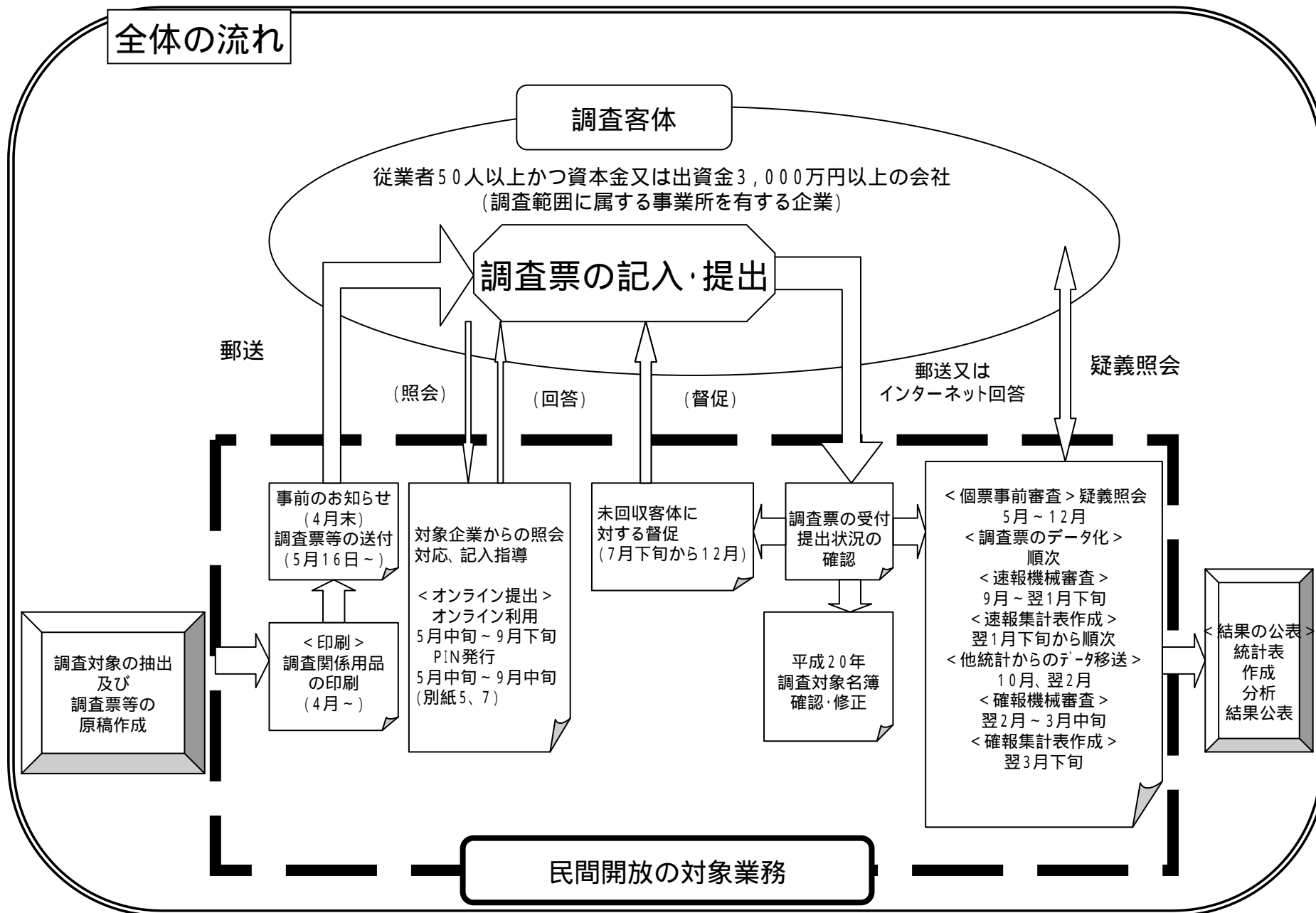
落札者が行う主な業務は、実査準備（調査関係用品印刷）調査票等の送付、回収（郵送による回収のほか、インターネットを利用したオンライン提出に関する業務）督促、照会対応、審査（疑義照会）集計、調査対象名簿の修正である。実施方法の概要は次のとおりである。

各工程の実施に先駆けて、セキュリティマニュアル、実施マニュアル、作業フロー、作業体制を明確にし、スケジュール通りに着実に業務をこなす。また、研修（教育・訓練）を重要視し、各種マニュアルの作成・整備・更新とともに十分な研修を実施する。さらに中心的なシステム（経済産業省所有の審査・集計システム）を補完し、全体の効率をアップさせる。

# 企業活動基本調査の流れ図(平成20年調査における実施方法)

別紙 2

## 全体の流れ



## 経済産業省企業活動基本調査の民間開放について

平成 19 年 10 月 10 日  
経済産業省調査統計部

### 【民間競争入札とする理由】

- ・行政の減量・効率化の流れの中で、統計調査業務についても、「民間にできることは民間に」の考え方に基づいて、民間事業者を活用できる業務については、可能な限り活用していきたいと考えている。そのため、民間事業者が受託可能と判断した統計調査業務については、民間競争入札を実施するものである。

### 【入札の対象範囲】

- ・「経済産業省企業活動基本調査」の民間事業者を活用する業務の範囲は、調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計とする（別紙参照）。
- ・なお、これらの統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務、調査結果及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

### 【入札等の実施予定時期】

- ・平成 19 年 12 月目処に入札公告し、平成 20 年 4 月から落札者による事業を実施する予定。

### 【契約期間】

- ・本調査は、経済産業省所管の業種を含む一定規模以上の企業に対して実施している指定統計調査であるが、経済産業省が実施する指定統計調査について包括的に民間事業者を活用するのは、本調査が初めてである。そのため、このように大規模な指定統計調査について民間事業者の活用により生じる問題点を整理し、次年度にその反省点を踏まえて再検討する必要がある。よって、初年度の調査に関しては単年度契約とすることが妥当と判断した。
- ・一方、民間事業者が、その創意工夫をいかして質の維持向上や経費削減を実現するためには、複数年度契約で実施することが望ましいことから、平成 21 年調査からは複数年度契約とすることとしたい。